

空家バンク協力事業者登録の流れ

申請

◆ 申請書類及び必要書類を、住宅政策課へ提出してください。

【申請書類及び必要書類】

- ①佐世保市空家バンク協力事業者登録申請書
- ②登記事項証明書（会社・法人）
- ③滞納のない証明書（市税）

審査

◆ 審査（おおよそ2週間）

所属する団体等に対して、意見聴取などを行う場合があります。

完了

◆ 登録完了

- ①インターネット及び窓口で空家バンク利用者等への情報提供を行います。
- ②空家バンク協力事業者に登録された宅地建物取引業者が取り扱う売買代金（消費税相当額は除く。）が400万円以下の建物であって、所有者及び利害関係者等の同意が得られたものは、空家バンクへの登録が可能となります。

登録申請に必要な書類について

必要書類	備考
①佐世保市空家バンク協力事業者登録申請書	●添付書類 【共通】 ・登録する業務の内容が分かるもの ・事業実績（様式不問） 【不動産仲介業のみ】 ・宅地建物取引業者免許証（写）
②登記事項証明書（会社・法人）	●3か月以内に交付されたもの
③滞納のない証明書（市税）	

上の表の他、市長が必要と認める書類の添付を求める場合があります。

<お問い合わせ・郵送先>

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10 佐世保市役所 本庁舎8階 住宅政策課

電話：(代)0956-24-1111（内線2813～15）FAX：0956-25-9678

メールアドレス：akiyabank@city.sasebo.lg.jp